

安全性情報

2017年2月

サーマクール（Thermage）トリートメント・チップ の使用にご注意ください

今般、製造元が使用回数制限を設けている国内未承認の医療機器を違法に改造し、使用回数制御機能を無効にしたトリートメント・チップ（以下「改造チップ」という。）を販売した販売業者の事例が確認されました。

今回確認された事例では、医師により、シワとり等の美容の目的で輸入され、使用されている美容医療機器の改造チップが使用された結果、その破損により健康被害（やけど）が発生しています。

医療機関において、個人輸入により未承認医療機器を使用する場合には、改造チップを使用しないよう、改めて医療機関への周知をお願いしています。ついては、使用に際してのやけど等の健康被害の発生を防止するため、ご注意をお願いします。

改造品の使用は健康被害の恐れがあります

米国の製造元からの情報では、サーマクール（Thermage）トリートメント・チップには使用回数制限が設けられています。この使用回数を制御する機能を無効にした場合、本来同製品が想定している安全性が担保されません。

使用回数制御機能を無効にしたトリートメント・チップについて

改造チップが流通しているとの報道があることから、このような改造品を購入、使用することがないようにご注意ください。

現在、改造チップが手元にある場合は、安全性に対する懸念が大きいことから、直ちに使用を中止してください。

〈お問い合わせ先〉

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

監視指導室長 木下 勝美 （内線 2760）

課長補佐 江野 英夫 （内線 2763）

（直通電話）03（3595）2436



薬生監麻発0216第5号
平成29年 2月16日

各

⎧	都 道 府 県	⎫
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

個人輸入した美容医療機器の使用について（注意喚起）

今般、製造元が使用回数制限を設けている国内未承認の医療機器を違法に改造し、使用回数制御機能を無効にしたものを販売した販売業者の事例が確認されました。

今回確認された事例では、医師により、シワとり等の美容の目的で輸入され、使用されている美容医療機器の改造品が使用された結果、その破損により健康被害（やけど）が発生しています。

医療機関において、個人輸入により未承認医療機器を使用する場合には、使用回数制御を無効にした改造品を使用しないよう、改めて医療機関への周知をお願いいたします。



薬生監麻発 0216 第 6 号
平成 29 年 2 月 16 日

(別 記 1) 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

個人輸入した美容医療機器の使用について（注意喚起）

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）長等あてに
通知したので、御了知の上、貴団体会員・関係機関等に対し周知徹底方お願いい
たします。

(別 記 1)

公益社団法人	日本皮膚科学会	理事長
一般社団法人	日本形成外科学会	理事長
公益社団法人	日本美容外科学会 (J S A S)	理事長
一般社団法人	日本美容外科学会 (J S A P S)	理事長
一般社団法人	日本美容皮膚科学会	理事長
公益社団法人	日本美容医療協会	会長
特定非営利活動法人	日本レーザー医学会	理事長
公益社団法人	日本医師会	会長
一般社団法人	日本医療機器販売業協会	会長
公益社団法人	日本臨床工学技士会	会長